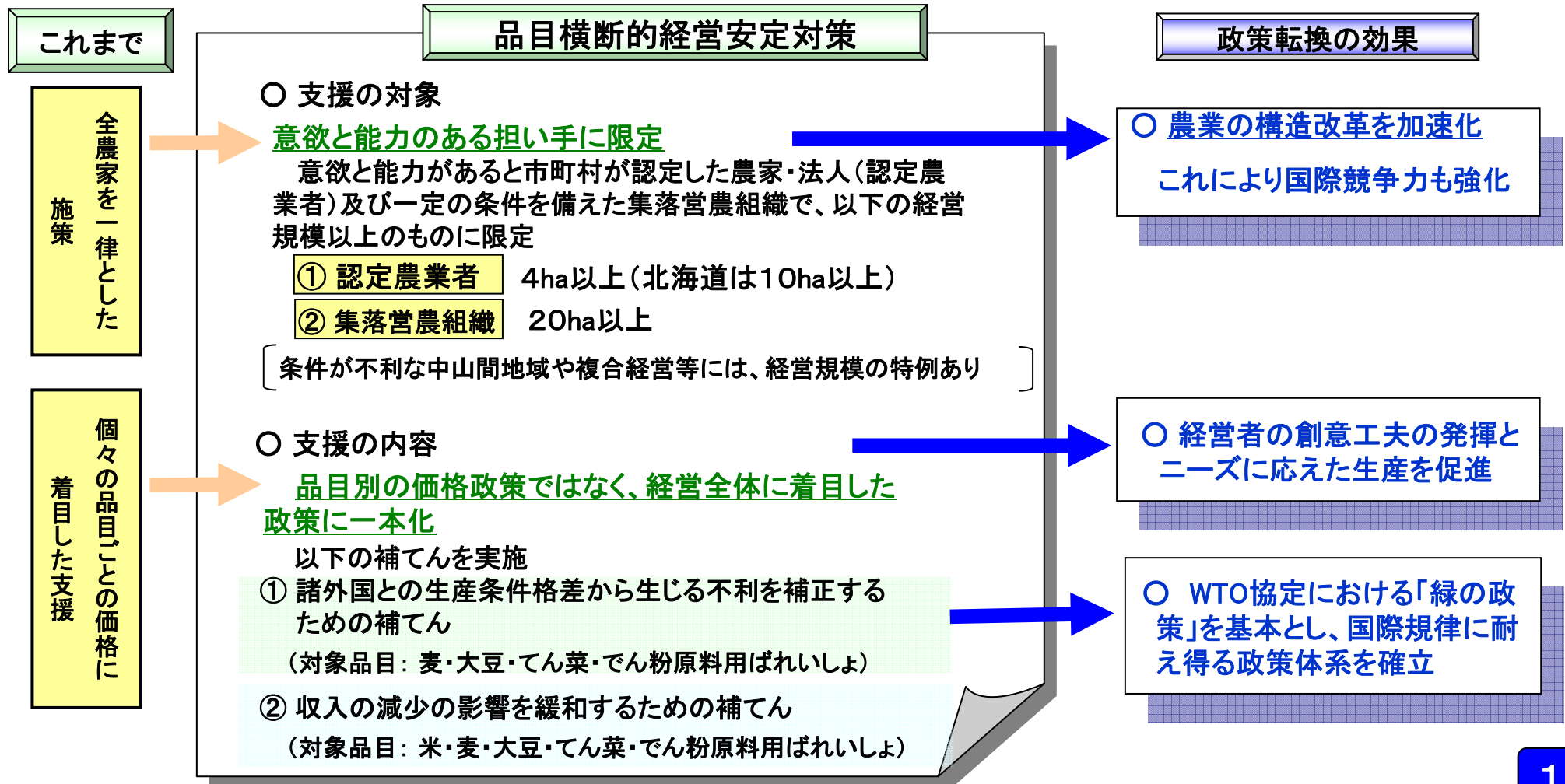


品目横断的經營安定対策

平成 1 9 年 9 月
農 林 水 産 省 經 営 局

1 品目横断的経営安定対策のねらいとポイント

- 品目横断的経営安定対策は、①我が国農業の構造改革を加速化することと、②我が国の農業政策体系を国際規律にも対応しうるようにすること、という2つの目的。
- 農業の構造改革を加速化する観点から、これまで品目毎に講じてきた全ての農家を対象とする価格政策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を絞り、経営全体に着目した政策に転換。
- また、我が国の農業政策体系を国際規律に沿った体系にする観点から、極力、「緑の政策」に転換。



2 これまでの議論の経緯

○ 品目横断的経営安定対策については、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法において、価格政策から所得政策への転換という政策方向が示されて以来、食料・農業・農村政策審議会における審議、新たな基本計画の策定、経営所得安定対策等大綱の決定と検討を積み重ね、昨年6月に「担い手経営安定新法」等関係法が成立し本年4月より本格実施。

11年7月

食料・農業・農村基本法
(H11.7.16 法律第106号)

○価格政策から所得政策への転換

12年3月

食料・農業・農村基本計画
(H12.3.24 閣議決定)

○育成すべき農業経営を個々の品目を通じてではなく経営全体としてとらえ、その経営の安定を図る観点から、農産物の価格の変動に伴う農業収入又は所得の変動を緩和する仕組み等について、今後、品目別の価格政策の見直し状況、品目別の経営安定対策の実施状況、農業災害補償制度との関係等を勘案しながら検討を行う。

14年12月

米政策改革大綱
(H14.12.3 農林水産省)

○一定規模以上の水田経営を行う担い手を対象に、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。

17年3月

新たな食料・農業・農村基本計画
(H17.3.25 閣議決定)

○担い手を対象とした品目横断的経営安定対策を平成19年産から導入する。モラルハザードが生じないようにすることを前提に、構造改革の加速化の必要性、対象品目に関する制度の検討状況や米政策改革の実施状況等を踏まえ、地域の実情を十分勘案し、対策の仕組みや、経営規模・経営改善の取組に関する要件等を具体化する。

17年10月

経営所得安定対策等大綱
(H17.10.27 農林水産省)

○品目横断的経営安定対策について、対象者の要件、対象品目、支援の仕組みなどを具体化。

18年6月

農業の担い手に対する経営安定のための
交付金の交付に関する法律
(H18.6.21 法律第88号)

○品目横断的経営安定対策の制度的な枠組みが整備。

18年7月

経営所得安定対策等実施要綱
(H18.7.21 農林水産省)

○品目横断的経営安定対策の支援単価、事業規模等を具体化。

18年9月

対策への加入申請の開始

○秋まき麦の作付け農家は18年9月1日～11月30日(秋まき麦の作付け農家で収入減少影響緩和対策に加入しない農家は4月から)。

19年4月

対策の本格実施

○米・大豆を中心に作付ける農家の加入申請受付を開始(19年4月2日～7月2日)。

3 19年産品目横断的経営安定対策の加入申請状況

(1) 申請経営体数

- 品目横断的経営安定対策の19年産に係る加入申請については、

ア 昨年9月1日から11月30日までの間には、秋まき麦を作付ける農家で収入減少影響緩和対策に加入する農家

イ 本年4月2日から7月2日までの間には、それ以外の農家からの受付を行ったところ。

- この結果、全国で72,431経営体、うち認定農業者67,045経営体、集落営農組織5,386経営体からの申請。

- 加入要件については、地域の実態に即した加入を促すため、各種特例を設けたが、この特例の適用の申請は、認定農業者に比べ、集落営農組織の活用割合が多い。

これは、集落の農地が少ない地域において、特例が活用されたと推測。

○ 申請経営体数

単位：経営体

	全国計	認定農業者			集落営農組織		
		小計	個人	法人	小計	特定農業団体	準ずる組織
経営体数	72,431	67,045	63,415	3,630	5,386	1,696	3,690

(注)「準ずる組織」とは、品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織のうち、特定農業団体と同様の要件を満たす任意組織

○ 特例適用申請経営体数

単位：経営体、%

	計		認定農業者		集落営農組織		特例申請割合		
	申請経営体数 ①	特例適用申請数 ②	申請経営体数 ③	特例適用申請数 ④	申請経営体数 ⑤	特例適用申請数 ⑥	計 ②/①	認定農業者 ④/③	集落営農組織 ⑥/⑤
全国	72,431	10,026	67,045	8,234	5,386	1,792	13.8	12.3	33.3

(参考)経営規模要件の特例について

		基本原則	集落の農地が少ない場合の特例 ・集落の農地の規模に応じて概ね8割(64%)まで緩和 ・中山間地域の集落営農組織は基本原則の5割まで緩和	生産調整組織の場合の特例 地域の生産調整の実施状況(生産調整率)に応じて緩和
認定農業者	北海道	10ha	6.4haまで	
	都府県	4ha	2.6haまで	
集落営農組織		20ha	12.8haまで	7haまで
うち中山間地域		20ha	10.0haまで	4haまで

所得確保の場合の特例	① 農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ、 ② 対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3(27%)以上であれば対策の対象
------------	--

(2) 申請経営体の19年産作付計画面積

① 全体

- ・ 申請経営体の19年産の作付計画面積についてみると、
 - ア 米については、昨年までの担い手経営安定対策加入面積を上回り、「稲作所得基盤確保対策加入面積の2分の1」という当面の目標についても、これを超える作付計画面積を達成。
 - イ 麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょの畑作4品目については、これまでの品目別対策で支援の対象としてきた面積とほぼ同程度の水準。

○ 作付計画面積

単位：ha

	全国計	品目別対策支援対象面積 (注)
米	436,869	752,047 201,286
麦	253,860	259,742
大豆	110,073	99,156
てん菜	66,027	68,000
でん粉原料用 ばれいしょ	22,191	22,400

(注)1 米の欄の上段は18年産稲作所得基盤確保対策加入面積、下段は18年産担い手経営安定対策加入面積

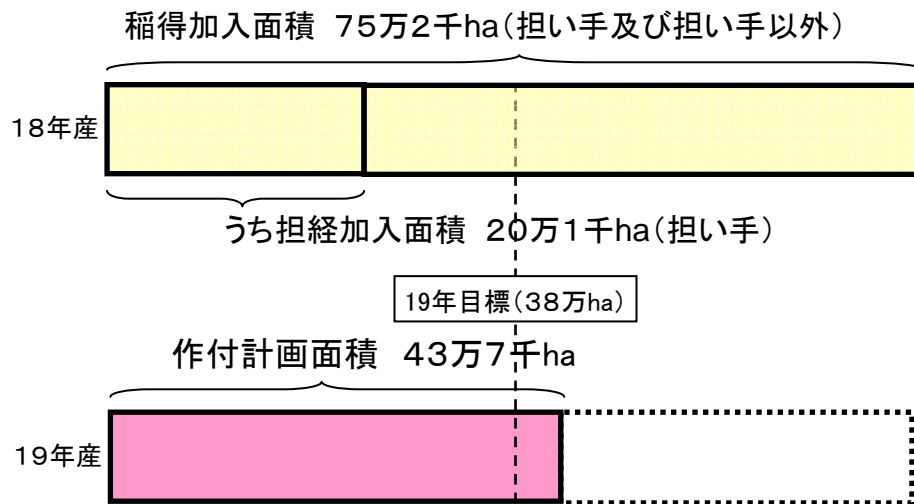
2 麦については18年産民間流通麦の作付面積

3 大豆については18年産大豆交付金対象面積

4 てん菜、でん粉原料用ばれいしょについては、19年産作付指標面積(適正な輪作体系の確立・良品質な農産物の安定供給の推進のために、北海道の生産者団体が品目ごとの需給動向等を踏まえて自ら設定している面積の指標)

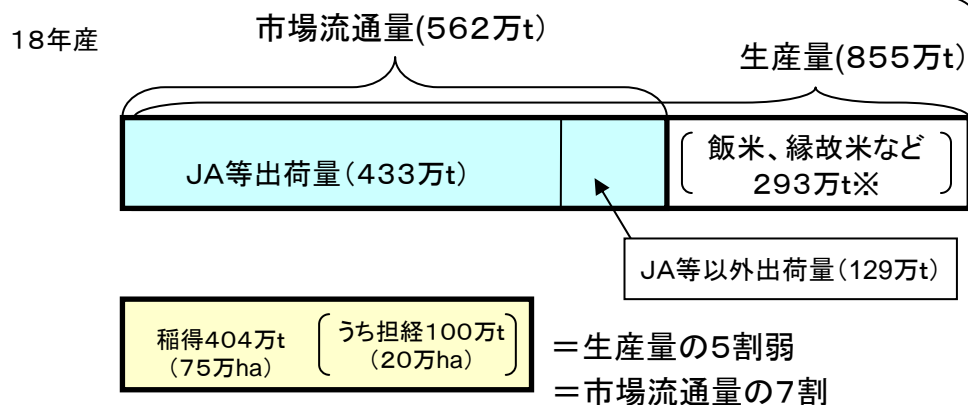
② 米

- 米については、昨年までの担い手経営安定対策(担経)加入面積(20万1千ha)を上回り、「稲作所得基盤確保対策(稲得)の加入面積の2分の1(38万ha)」という当面の目標についても、これを超える43万7千haの作付計画面積を達成。



(参考)米の生産・出荷の状況

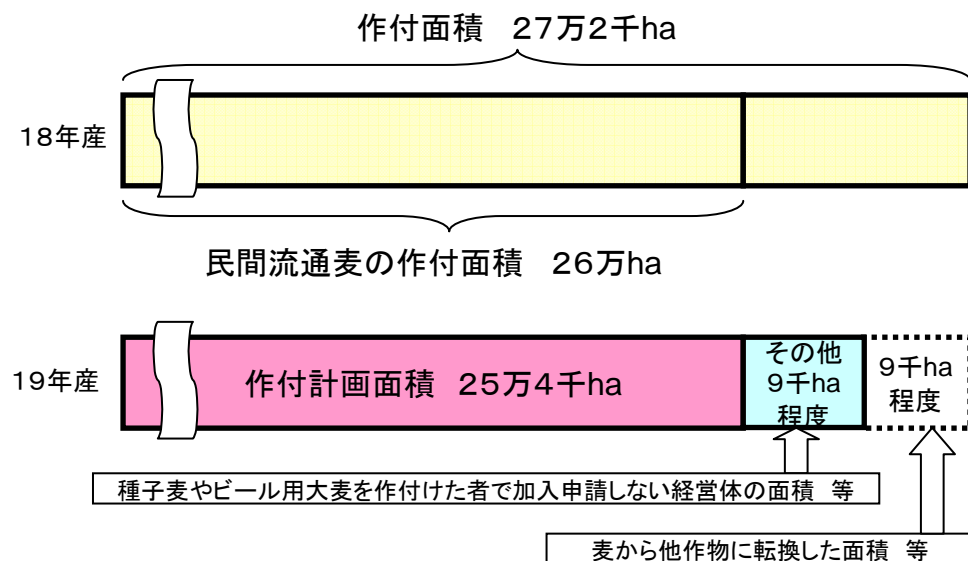
- 米については、飯米や縁故米を中心に生産する生産者が多く、18年産では、生産量855万tのうちJA等への出荷など市場流通する米は562万tであり、全体の生産量の6割強程度。



※ 飯米、縁故米などの数値には、有償譲渡分等を含む。

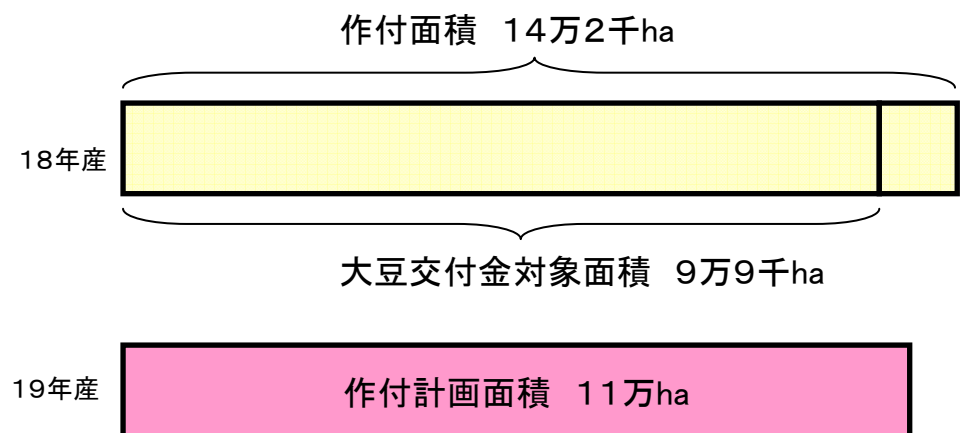
③ 麦

- ・ 麦については、作付計画面積は25万4千haとなり、18年産の民間流通麦の26万haとほぼ同水準。
- ・ なお、18年産作付面積27万2千haとの差(1万8千ha程度)は、都道府県から聞き取った情報等によれば、①種子麦やビール用大麦を作付けする者で加入申請を行わないもの、②豆類や野菜等の他作物に転換するもの、③は種期の長雨により作付ができなかったもの、その他、従来から続いている高齢化等によるリタイアによるものとなっている。



④ 大豆

- ・ 大豆については、作付計画面積は11万haとなり、18年産大豆交付金対象面積9万9千haを上回っている。
- ・ なお、18年産作付面積14万2千haとの差は、自家消費されるもの、黒大豆等高価格のものなどである。



⑤ てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

- ・ てん菜及びでん粉原料用ばれいしょの作付計画面積はてん菜6万6千ha、でん粉原料用ばれいしょ2万2千haとなり、それぞれ作付指標面積とほぼ同水準。

てん菜

19年産

作付指標面積※ 6万8千ha

作付計画面積 6万6千ha

でん粉原料用ばれいしょ

19年産

作付指標面積※ 2万2千ha

作付計画面積 2万2千ha

※ 作付指標面積とは、適正な輪作体系の確立・良質な農産物の安定供給の推進のために、北海道の生産者団体が品目ごとの需給動向等を踏まえて自ら設定している面積の指標。

(参考) 各県別加入申請状況

県別一覧	経営体数 (経営体)	19年産作付計画面積									
		米		麦		大豆		てん菜		でん粉原料用 ばれいしょ	
		(ha)	目標充足率 ※1 (%)	(ha)	目標充足率 ※2 (%)	(ha)	目標充足率 ※3 (%)	(ha)	目標充足率 ※4 (%)	(ha)	目標充足率 ※5 (%)
合計	72,431	436,869	116%	253,860	98%	110,073	111%	66,027	97%	22,191	99%
北海道	22,301	92,449	197%	117,017	99%	20,578	91%	66,027	97%	22,191	99%
都府県	50,130	344,420	105%	136,843	97%	89,495	117%	—	—	—	—
東	青森県	2,595	84%	1,902	101%	3,309	121%	—	—	—	—
	岩手県	2,178	100%	3,430	100%	2,591	143%	—	—	—	—
	宮城県	2,757	89%	2,777	98%	9,429	116%	—	—	—	—
	秋田県	5,781	125%	293	106%	6,815	134%	—	—	—	—
北	山形県	4,913	130%	127	105%	5,712	133%	—	—	—	—
	福島県	1,647	79%	474	129%	942	110%	—	—	—	—
関	茨城県	1,461	100%	8,165	86%	3,691	144%	—	—	—	—
	栃木県	3,446	92%	10,203	80%	4,560	110%	—	—	—	—
	群馬県	660	118%	7,191	90%	160	90%	—	—	—	—
	埼玉県	476	170%	5,900	91%	254	165%	—	—	—	—
	千葉県	164	128%	658	82%	349	125%	—	—	—	—
	東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東	神奈川県	16	50%	13	47%	—	—	—	—	—	—
	山梨県	46	64%	38	87%	19	—	—	—	—	—
	長野県	637	101%	2,175	107%	1,131	102%	—	—	—	—
静岡県	173	273%	819	85%	291	181%	—	—	—	—	
北陸	新潟県	6,970	115%	425	100%	5,297	98%	—	—	—	—
	富山県	1,284	113%	2,149	126%	5,131	100%	—	—	—	—
	石川県	1,111	100%	1,216	116%	1,533	104%	—	—	—	—
	福井県	846	97%	4,116	103%	1,215	115%	—	—	—	—

※1. 18年産稲作所得基盤確保対策加入面積の5割 (375,921ha) に対する割合。※2. 18年産民間流通麦作付面積 (259,742ha) に対する割合。

※3. 18年産大豆交付金交付対象面積 (99,156ha) に対する割合。※4. 19年産てん菜作付指標面積 (68,000ha) に対する割合。

※5. 平成19年産でん粉原料用ばれいしょ作付指標面積 (22,400ha) に対する割合。

注. 作付計画面積とは、品目横断的経営安定対策加入申請書 (別紙様式第5号) における作付計画面積。

県別一覧		経営体数 (経営体)	19年産作付計画面積									
			米		麦		大豆		てん菜		でん粉原料用 ばれいしょ	
			(ha)	目標充足率 ※1 (%)	(ha)	目標充足率 ※2 (%)	(ha)	目標充足率 ※3 (%)	(ha)	目標充足率 ※4 (%)	(ha)	目標充足率 ※5 (%)
東 海	岐 阜 県	426	4,440	98%	2,721	107%	2,171	116%	—	—	—	—
	愛 知 県	380	4,651	141%	5,277	96%	3,924	105%	—	—	—	—
	三 重 県	624	4,094	88%	5,473	109%	2,772	117%	—	—	—	—
近 畿	滋 賀 県	1,444	9,721	103%	7,134	103%	4,263	150%	—	—	—	—
	京 都 府	154	797	37%	242	104%	65	—	—	—	—	—
	大 阪 府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	兵 庫 県	514	2,659	51%	2,133	113%	591	243%	—	—	—	—
	奈 良 県	15	24	15%	108	86%	31	88%	—	—	—	—
	和 歌 山 県	3	5	282%	—	—	—	—	—	—	—	—
中 国 ・ 四 国	鳥 取 県	178	1,430	45%	103	199%	542	106%	—	—	—	—
	島 根 県	419	3,348	68%	567	142%	572	120%	—	—	—	—
	岡 山 県	304	1,581	46%	2,162	92%	277	171%	—	—	—	—
	広 島 県	269	2,613	66%	94	127%	382	122%	—	—	—	—
	山 口 県	683	4,464	71%	837	98%	494	111%	—	—	—	—
	徳 島 県	28	91	166%	128	111%	—	—	—	—	—	—
	香 川 県	396	3,604	103%	2,065	87%	66	150%	—	—	—	—
	愛 媛 県	270	1,040	74%	1,595	91%	242	112%	—	—	—	—
九 州	高 知 県	26	107	58%	5	58%	114	99%	—	—	—	—
	福 岡 県	1,533	9,973	116%	20,163	102%	7,882	110%	—	—	—	—
	佐 賀 県	1,096	17,688	211%	21,350	102%	7,896	112%	—	—	—	—
	長 崎 県	197	674	60%	1,714	91%	314	101%	—	—	—	—
	熊 本 県	1,741	12,584	141%	6,486	96%	2,378	112%	—	—	—	—
	大 分 県	783	2,712	85%	4,295	88%	1,793	109%	—	—	—	—
	宮 崎 県	1,063	1,756	65%	30	202%	129	108%	—	—	—	—
鹿 児 島 県	407	1,773	84%	90	79%	167	112%	—	—	—	—	
沖 縄 県	16	101	26%	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1. 18年産稲作所得基盤確保対策加入面積の5割（375,921ha）に対する割合。※2. 18年産民間流通麦作付面積（259,742ha）に対する割合。

※3. 18年産大豆交付金交付対象面積（99,156ha）に対する割合。※4. 19年産てん菜作付指標面積（68,000ha）に対する割合。

※5. 平成19年産でん粉原料用ばれいしょ作付指標面積（22,400ha）に対する割合。

注. 作付計画面積とは、品目横断的経営安定対策加入申請書（別紙様式第5号）における作付計画面積。

4 今後の19年産の交付金交付及び20年産の加入申請の手続

